


交通労働災害防止のためのガイドライン チェックリスト (平成20年4月3日 基発第0403001号)

項 目		適・否
<b>交通労働災害防止のための管理体制</b>		安全に対する組織の関与が低い場合に交通労働災害が発生しやすくなります
<b>1 交通労働災害防止のための管理体制の確立</b>		
	安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等交通労働災害防止に関する管理者を選任していますか	・
	安全管理者等の役割、責任及び権限を定めていますか	・
	安全管理者等を労働者に周知していますか	・
	安全管理者等に対し、必要な教育を実施していますか	・
<b>2 交通労働災害防止に係る方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善</b>		
	トップが安全衛生方針の表明を行っていますか	・
	安全衛生方針に基づく安全衛生目標を設定していますか	・
	安全衛生目標を達成するための安全衛生計画を作成していますか	・
	安全衛生計画に労働時間等の管理及び走行管理等に関する事項が含まれていますか	・
	安全衛生計画に安全衛生教育の実施、安全意識の高揚、健康管理に関する事項が含まれていますか	・
<b>3 安全委員会等における調査審議</b>		
	安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会等において、交通労働災害の防止に関する事項について調査審議していますか	・
<b>適正な労働時間等の管理及び走行管理等</b>		勤務間の休息期間が時間未滿、拘束時間が13時間超、運転業務時間が9時間以上の場合に交通労働災害等が発生しやすい
<b>1 適正な労働時間等の管理及び走行管理等</b>		
	十分な睡眠時間を確保するために必要のある場合、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保等の必要な措置を行っていますか	・
<b>2 適正な走行計画の作成等</b>	走行計画に休息時間の定めをした場合には交通労働災害等が発生しにくくなります	
	運転業務従事者が乗務を開始する前に、次の事項の指示を行っていますか	・
	走行計画に、走行の開始及び終了の地点及び日時が記載されていますか	・
	走行計画に、拘束時間、運転時間及び休憩時間が記載されていますか	・
	走行計画に、走行に際して注意を要する箇所の位置が記載されていますか	・
	走行計画に、荷役作業の内容及び所要時間(荷役作業がある場合に限り)が記載されていますか	・
	走行計画に、走行の経路並びに主な経過地における出発及び到着の日時の目安(戸別配送、ハイヤー・タクシー等を除く)が記載していますか	・
	走行計画に、走行する際の十分な休憩時間、仮眠時間を確保する等の措置を実施していますか	・
<b>3 走行経路の決定</b>		
	道路地図、走行記録、各種道路情報提供機関からの道路情報等を収集し、適切な走行経路を決定していますか	・
	運転に際して注意を要する箇所の位置、制限速度等交通規制、休憩・仮眠・食事・給油等の場所等を地図等に盛り込んだ「交通安全情報マップ」を作成していますか	・
	運行記録計(タコグラフ)を使用していますか	・
<b>4 乗務状況の把握</b>		
	運行記録計(タコグラフ)を使用して乗務状況を把握していますか	・
	デジタル式運行記録計を備えた自動車について安全運転指導等に活用していますか	・
	走行計画どおり走行できなかった場合、その原因を把握し走行計画の見直し等を行い必要に応じて運転業務従事者の疲労回復に配慮していますか	・
<b>5 点呼等の実施</b>	普段の睡眠時間が5時間未滿、勤務前24時間の総睡眠時間が5時間以下である場合、交通労働災害等が発生しやすい	
	点呼等により、疾病、疲労、飲酒、その他の理由により安全に運転することができないことを確認していますか	・
	乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認していますか	・
<b>6 点呼等に基づく措置</b>	睡眠不足が累積した場合、視覚刺激に対する反応ができなくなる回数が増加するという調査結果があります	
	走行前の点呼等において、睡眠不足が著しい、体調が不調である等正常な運転が困難な状態と認められる者に対しては、運転業務に就かせない等の必要な措置をしていますか	・
	1週間連続して1日あたりの拘束時間が13時間を超える等による睡眠不足の累積等安全な運転に支障があるおそれがあると認められる者に対しては、走行途中に十分な休憩時間を設定する等の措置をしていますか	・
<b>7 荷役作業を行わせる場合の措置等</b>	荷役作業を毎回実施する場合、交通労働災害等が発生しやすくなります	
	荷役作業を運転者に実施させる場合にあっては、運搬物の重量等を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保していますか	・
	事前に予定していない荷役作業を運転者に行わせる場合、必要な休憩時間の確保のため、走行計画の変更を行っていますか	・
項 目		適・否

	荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、台車、荷役用具・設備の車両への備え付け又はフォークリフト等の荷役機械の使用等、安全な荷役作業方法についての教育を行っていますか
	貨物自動車に荷を積載して走行させる場合は、最大積載量の遵守、偏荷重が生じないような積載、荷崩れ又は荷の落下を防止するため、ロープ又はシートをかける等の措置をしていますか
<b>教育の実施等</b>	運転者に対する教育の項目が増加すると交通労働災害等が発生しにくくなります
<b>1 雇い入れ時等の教育</b>	新規雇い入れ時及び作業内容の変更時に交通法規、睡眠時間確保の必要性、睡眠時無呼吸症候群の治療、体調の維持等に関する事項等について教育を行っていますか。
	日常、運転者に対して、改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性、交通事故情報、デジタルタコメーターの記録等から判明した安全走行に必要とされる事項、交通安全情報マップ、関係法令改正等教育していますか
	イラストシート等を用いて潜在的危険性を予知させ、防止対策を立てさせる交通危険予知訓練を実施していますか
<b>2 運転者認定制度等</b>	運転適正に応じた一定の教育指導を受けたもの、認定試験に合格したもの等に対して運転業務を認める運転者認定制度を導入していますか
	マイクロバス、ワゴン車等で労働者を送迎する際には特に十分な運転技能をもつ者に運転させていますか
<b>交通労働災害防止に対する意識の高揚等</b>	意識の高揚のための活動の項目が増加すると交通労働災害等が発生しにくくなります
<b>1 意識の高揚</b>	ポスター又は標語の募集及び掲示、表彰制度の設立、優良運転者の公表、交通労働災害防止大会の開催等、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図っていますか
<b>2 交通安全情報マップの作成</b>	警察等からの交通事故発生情報、デジタル式運行記録計、ヒヤリ・ハット事例等に基づき、交通安全情報マップを作成し、配布、掲示等を行っていますか
<b>健康管理</b>	
<b>1 健康診断</b>	運転者に対し、健康診断を確実に実施していますか
	雇入れ時及び1年以内ごとに1回、深夜業を含む業務等に従事する運転者に対しては、6箇月以内ごとに1回、定期的に健康診断を行っていますか
	健康診断等で所見が認められた運転者に対しては、健康診断結果に基づき医師の意見を聴取し、必要に応じ就業上の措置を決定する場合に労働者の意見聴取等を行い、適切な措置をしていますか
<b>2 面接指導等</b>	長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、面接指導等を行い、必要に応じて、労働時間の短縮等の適切な措置を行っていますか
<b>3 心身両面にわたる健康の保持増進</b>	健康の保持増進措置を継続的かつ計画的に行っていますか
<b>4 運転時の疲労回復</b>	走行経路の途中適宜、肩、腕及び腰部のストレッチング、体操等により、運転時の疲労回復に努めるよう指導していますか
<b>その他</b>	
<b>1 異常気象等の際の措置</b>	異常な気象、天災等の場合において安全な運転の確保を図るため、運転者に対する必要な指示を行っていますか
	異常な気象、天災等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して走行を中止又は安全な場所での一時待機等の迅速な伝達の体制がありますか
<b>2 自動車の点検</b>	走行前に行う自動車等の必要な点検を実施していますか
	点検により異常を認めた場合は、直ちに補修その他必要な措置を行っていますか
	自動車に装備する安全装置等交通労働災害の未然防止又は災害発生時の被害を最小限に抑えるため、自動車に必要な安全装置等が整備されていますか
	自動車に、応急修理等に必要な備品等を備えていますか
このチェックリストの結果をもとに、今後の安全衛生計画を作成する上での資料とするとともに、該当する項目で否にチェックしてある項目を随時減少させていくようお願いします。	
 交通労働災害防止のためのガイドラインの全文は、厚生労働省のホームページに掲載しています。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080703-1.html">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080703-1.html</a>	

